

令和6年度 知多市保育所等入所案内

入所事由及び利用調整基準

保育所等に入所できるのは、知多市に住所を有する方で、児童の保護者のいずれもが次の事由に該当し、保育を必要とする場合です。保育を必要とする証明書は父と母の分が必要です。父と母それぞれの入所事由に応じた指数と世帯に対する加算・減算の合計値（入所日時点の見込み）により利用調整します。

入 所 事 由	内 容	指 数	証 明 書 等	
家庭外労働 (通勤・休憩時間を除く)	家庭外で1か月155時間以上の就労をしている	13	『就労証明書』 ※ 自営中心者の方は『開業届』 又は『確定申告書(B)』の写 しも添付すること	
	家庭外で1か月140時間以上の就労をしている	12		
	家庭外で1か月115時間以上の就労をしている	10		
	家庭外で1か月90時間以上の就労をしている	8		
	家庭外で1か月64時間以上の就労をしている	6		
	(家庭外労働の指数に加算減算) 公立園のみ 育休明け (予約)	令和7年3月31日までに職場復帰することを条件に職場復帰日の2週間前から慣らし保育として入所が可能 ※ 慣らし保育開始日は令和6年4月1日以降 ◆保育料・給食費は日割りします。 ◆慣らし保育日も1日分の保育料がかかります。 ◆長時間保育料は日割りしません。		
		5～8月復帰の場合		(減算) -1
		9～12月復帰の場合		(減算) -2
		1～3月復帰の場合		(減算) -3
	自営協力者 保育士	家族又は親族が経営する自営業に就労している 保育士としての勤務が1か月140時間以上		(減算) -2 (加算) 2
育児休業中 (年少以上)	職場復帰する予定で、復帰後の就労が1か月64時間以上 ※ 新生児を除く3歳児未満の児童が2人以上いる世帯では、休業開始前から入所している2歳児の継続入所も可能です。	2		
家庭内労働	1か月64時間以上の内職をしている	3		
母親の出産等	母親が妊娠中である又は出産後間がない ※ 出産予定月の2か月前から出産月の2か月後の月末まで	11	『母子手帳(表紙)』の写し	
疾 病 等	入院している	13	『申立書』 および 『医師の証明書』	
	通院が1か月16日以上	10		
	通院が1か月16日未満	8		
	精神的疾病	11		
家族の介護等	自宅などで常時観察及び介護を必要とする方の付添い	13		
	入院している方の付添い	8		
	その他の付添い	6		
災 害 復 旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	13	お問い合わせください	
求 職 活 動	求職活動(起業準備を含む。)を継続的に行っている ・保育期間は最長で3か月(当該年度内に限る。)となり、保育期間終了月の翌月は同事由で入所不可。活動状況によっては、入所承諾期間内であっても退所となる場合があります。	2	実績報告の提出 (入所後)	
就 学 等	学校教育法等に規定する学校に在学している又は職業訓練を受けている(指数は家庭外労働に準ずる)		『在学証明書』 『時間割表』など	
虐 待 等	児童虐待又は配偶者からの暴力のおそれがある	13	お問い合わせください	
そ の 他	上記に類するものとして知多市が認める場合		お問い合わせください	

世帯に対する加算・減算等

項目	内容	指数
生活保護世帯	生活保護による被保護世帯	6
ひとり親世帯	父親又は母親の死亡・離別・行方不明など	18
兄弟で保育所等入所	保育所等に兄弟が在園中又は入所希望(別の保育所等でも可)	2
希望園に兄弟が在園中	希望の保育所等に兄弟が在園中	2
転園先に兄弟が在園中	異なる保育所等に兄弟が在園中でどちらかの保育所等に転園を希望する	2
保育料等の未納	正当な理由なく3か月分以上の未納がある	-5
育休明け再入所	育児休業終了後、同じ保育所等に再度申込みをする	1

※ 同点の場合は、幼児保育課による抽選で優先順位を決定します。

※ 就労以外の入所事由についても、保育を必要とする時間数が月64時間以上でなければ要件を満たしたことはありません。

※ 私立園の場合、育休明け復帰であっても月途中からの入所はできません。

ただし、15日までに復帰し、1日から入所することを条件に、慣らし保育を受けることができます。なお、一斉入所については、4月1日から入所(4月15日までに復帰)する場合のみ申し込むことができます。

入所申込書類交付から入所決定までの流れ

一斉入所（令和5年9月頃に申し込み）

随時入所（令和5年11月以降に申し込み）

- ◆場所：第1希望の保育所
- ◆日時：広報9月号又はHPに掲載
- ※ 電子申請の場合も施設で交付を受けてください。

入所申込書類
交 付

- ◆場所：知多市役所 幼児保育課
- ◆日時：平日 午前9時～17時
- ※ 電子申請で、書類等の説明が不要な場合は下記の受付へ

- ・来庁受付
- ◆場所：知多市役所（多目的会議室）
- ◆日時：書類交付時に各施設で指定
- ◆期間：9月26日～29日（一斉受付）
- ※ 最終10月13日 17時まで
- ・電子申請（マイナポータルより）
- 10月13日 23時59分まで
- ・郵送
- 10月13日（消印有効）
- 宛先：〒478-8601
- 知多市役所 幼児保育課（住所不要）

入所申込書類
受 付

- ・来庁受付
- ◆場所：知多市役所 幼児保育課
- ◆時間：9時～17時
- ◆期間：毎月1日～10日（土日祝除く）
- ・電子申請（マイナポータルより）
- 毎月10日 23時59分まで
- ・郵送
- 毎月10日（消印有効）
- 宛先：〒478-8601
- 知多市役所 幼児保育課（住所不要）

保育を必要とする状況等を考慮した指数等の高い方が優先

落選 待機
空きが出たら連絡
※ 保育所に入所しながらの待機はできません。

入所枠確保 内定
（11月上旬頃）
※ 内定通知書に記載の日程で面談を実施します。

落選 待機
空きが出たら連絡
※ 保育所に入所しながらの待機はできません。

入所枠確保 内定
※ 内定した施設に保護者から連絡してください。

入所予定児童の 面 接

- ◆ 入所予定のお子さま同伴で出席してください。
 - ◆ お子さまの発達・健康状態や日常等についてお話を伺います。
 - ◆ 面接の時点では入所の可否は未定です。
 - ◆ 保育体験のお誘いや各機関への相談をすすめる場合があります。
 - ◆ 集団保育が難しいと判断した場合には、入所をお受けできかねる場合もあります。
- 《 持ち物 》
- 入所申込児童調査票（書類交付時にお渡しします）
 - 入所申込児童の母子手帳
 - 通帳印

入 所 決 定（入所月の前月末頃）

- ◆ 保育を必要とする状況、住所、家族構成等に変更が生じた場合には速やかに申し出てください。
- ◆ 提出された書類の記載内容が事実と異なる場合は、入所の決定を取り消す場合があります。
- ◆ 保育料は、児童と生計を一にしている保護者等の市町村民税所得割額の合計等によって決定します。
- ◆ 給食費は無償化の対象外ですが、条件に合致する場合は副食費が免除されます。詳しくは、別添「給食費についてのご案内」をご覧ください。

★共通書類 + 以下1～3で該当する書類の提出が必要です。

共通書類

- 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（申請者のマイナンバーが確認できるもの）
- 保育施設等の利用申込書
- 保育を必要とする証明書等（父と母の分が必要）



1 申込み施設が保育園の方（電子申請の場合は施設での面接時に提出）
（小規模保育事業所・認定こども園に申込みの場合は、各施設の案内に従ってください。）

- 市税・料金口座振替依頼書（要通帳印）
※ ゆうちょ銀行は専用の様式（茶色）があります。必要な方は申し出てください。
- 保育所長時間保育申込書（希望者のみ）
※ マ・メール知多保育園は施設での申込みになります。

長時間保育とは、保護者の勤務時間その他やむを得ない事由により、認定を受けた保育必要時間（標準時間又は短時間）を超えて保育が必要な児童の保育を行います。利用料は無償化の対象外です。次頁に各施設の利用時間を掲載しています。

2 令和5年1月2日以降に知多市に転入された方又は転入予定の方

- (1) 令和5年1月1日時点で日本国内に住所を有していた方
マイナンバーの情報連携により税情報の照会をさせていただきます。
ただし、情報連携が不可の場合には次のいずれかの書類の提出をお願いすることがあります。
 - 市町村民税特別徴収税額通知書
 - 市町村民税納税通知書
 - 市町村民税課税（非課税）証明書※ 令和5年度分の書類を令和5年1月1日現在の住所地の市町村役場にて取得してください。
※ 税の情報が確認できない場合は、保育料を最高額で算定します。
- (2) 令和5年1月1日時点で日本に住所を有していなかった方
保護者が海外で勤務しており、所得の申告がない場合は、『海外勤務の所得が分かる書類』の提出をお願いします。提出がない場合、保育料を最高額で算定します。
※ 9月以降の入所分については「令和5年」を「令和6年」に読み替えてください。

3 転入予定で申し込む方

「転入誓約書」に、以下の書類又はそれに代わるものを添付してください。

- 家を建てる場合：工事契約書の写し
 - 家を買う場合：売買契約書の写し
 - 家を借りる場合：賃貸契約書の写し
 - 実家と同居する場合：特になし
- ※ 入所月の前月20日までに知多市に住所がない場合、申込みは無効となります。
※ 支給認定証等の書類は、転入後に送付します。

翌年度以降の入所申込みについて

- ◆以下2点を満たす方は基準日（9月1日）時点の施設で翌年度も持ち上がる権利があります。
 - ・求職活動以外の事由で入所中（育児休業明けでの入所枠確保を含む）
 - ・翌年3月31日まで継続して入所する事由がある※ 9月に持ち上がりした後に事由がなくなった場合は、持ち上がりは取り下げとなります。
- ◆以下2点のいずれかに該当する方は翌年度分の入所申込みを新規で行う必要があります。
 - ・基準日時点で求職活動の事由で入所中
 - ・入所日（育児休業明けでの入所予約含む）が基準日より後

<令和6年度保育年齢早見表>

保育年齢		生年月日		保育年齢		生年月日	
5歳児(年長)	H30年度生(2018)	H30.4.2~ H31.4.1		3歳未満児	2歳児	R3年度生(2021)	R3.4.2~ R4.4.1
4歳児(年中)	R1年度生(2019)	H31.4.2~ R2.4.1			1歳児	R4年度生(2022)	R4.4.2~ R5.4.1
3歳児(年少)	R2年度生(2020)	R2.4.2~ R3.4.1			0歳児	R5年度生(2023)	R5.4.2~

<市内認可保育施設一覧表>

公 私	施設種別	施設名	(所在地 電話番号)	保育年齢※1	開所時間			短時間認定		標準時間認定		
					平日	土曜日	日・祝	認定時間	長時間保育 早期 延長	認定時間	(長時間保育 延長)	
公 立	保 育 園	寺本	寺本新町2丁目228 (☎33-0055)	1~5	公立保育園はすべて同じ時間です。							
		八幡	八幡字平井8 (☎32-0132)	4か月~5								
		佐布里	佐布里字筒井21 (☎55-3996)	5か月~5								
		新田	原2丁目2-9 (☎34-3050)	5か月~5								
		つつじが丘	つつじが丘3丁目3 (☎55-3029)	1~5								
		新知	新知字東新生60 (☎55-2718)	5か月~5	7:00~ 19:00	7:00~ 16:00	-	8:00~ 16:00	7:00~ 7:30~	~18:00 ~19:00	7:00~ 18:00	~19:00
		岡田西	岡田緑が丘21-1 (☎55-0934)	4か月~5								
		日長	日長字城見坂78 (☎42-4118)	1~5								
		日長台	旭桃台503 (☎55-7418)	5か月~5								
		新舞子	新舞子字大口55 (☎42-0848)	5か月~5								
		南粕谷	南粕谷本町3丁目88 (☎43-3628)	5か月~5								
私 立	事業所※2	朝倉	朝倉町18 (☎33-0988)	1~5	7:00~ 19:00	7:00~ 16:00	-	8:00~ 16:00	7:00~ 7:30~	~18:00 ~19:00	7:00~ 18:00	~19:00
		ゆめ	つつじが丘1丁目13 (☎55-7800)	5か月~2								
		S O R A	新知字二股23 (☎56-3611)	5か月~5		7:00~ 19:00	8:00~ 18:00					
		マ・メール知多	八幡字池下28-1 (☎34-9728)	7か月~5	7:30~ 19:00	7:30~ 16:00	-		7:30~		7:30~ 18:30	
	認定こども園	ひだまりの家	岡田字久平17-1 (☎77-0707)	5か月~2	7:00~ 19:00	7:00~ 16:00	-	8:00~ 16:00	7:00~ 7:30~	~18:00 ~19:00	7:00~ 18:00	
		さぎなみの家	金沢字丸池3 (☎89-7320)	5か月~2								
		知多朝倉駅 ぼっぼ園	緑町25-8 (☎57-1239)	5か月~2		7:00~ 19:00						
明愛幼稚園	八幡字西水代125-1 (☎32-2804)	7か月~5	7:30~ 18:30	7:30~ 16:30	-	8:30~ 16:30	7:30~	~18:30	7:30~ 18:30	-		
知多クロス こども園	八幡字笹廻間43-1 (☎35-0650)	7か月~5	7:00~ 19:00	7:00~ 16:00	-	8:00~ 16:00	7:00~ 7:30~	~18:00 ~19:00	7:00~ 18:00	~19:00		

・電話の市外局番 0562 (32・33・34・35・55・56・57・77)、0569 (42・43・89)

※1 ○か月は、生後○か月目を迎える月の1日から対象となります。

※2 2歳児で入所する場合は、入所時点で3歳の誕生日が入所日の翌々日以降である必要があります。

2歳児の持ち上がり先は連携施設となります。ひだまりの家は岡田西保育園、さぎなみの家は新舞子保育園、知多朝倉駅ぼっぼ園は朝倉保育園が連携施設です。

・1歳以上児の特別支援保育や、新田・つつじが丘・新知・日長台保育園の4、5歳児の特別支援保育を希望される方は、幼児保育課・子育て総合支援センター・児童発達支援センターやまもも園へ事前にご相談ください。

お問い合わせは各施設又は以下まで
知多市役所 幼児保育課
 電話0562-36-2659 (直通)
 (知多市ホームページ <http://www.city.chita.lg.jp>)

